

平成 28 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 BEENOS 株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 グループ CEO 直井 聖太
(コード番号 3328 東証第一部)
問合せ先 代表取締役副社長 兼 グループ CFO 中村 浩二
電 話 03-5739-3350

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 12 月 15 日開催予定の第 17 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）が、企業価値の持続的な発展、すなわち株価をより意識した経営を推進する目的で、本制度を導入することといたしました。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対し、既存の金銭報酬額とは別枠で譲渡制限付株式の現物出資金額に相当する金銭報酬債権を支給します。そのため、本株主総会において本制度に係る報酬を支給することにつき本株主総会で承認を得られることを条件とします。

なお、平成 27 年 12 月 10 日開催の第 16 期定時株主総会において、対象取締役の報酬額は年額 2 億円以内とご承認をいただき今日に至っております。本制度の導入にあたり、これらの報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための金銭報酬を支給することにつき、本株主総会に諮る予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が、対象取締役に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権を支給します。各対象取締役は、当該金銭報酬債権を当社が新たに発行し又は処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により払込み、当該発行又は処分される当社の普通株式を引き受けるものとします。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 1 億 2 千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とします。ただし、当該報酬額は、対象取締役に対して、原則として、3 事業年度の初年度に、3 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定であるため、実質的には 1 事業年度 4 千万円以内の支給に相当すると考えております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

本制度により、当社の取締役会決議に基づき、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年 15 万株以内とします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される普通株式は、対象取締役に対し、3 事業年度の初年度に、3 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を一括して支給する予定であるため、実質的には 1 事業年度 5 万株以内の支給に相当すると考えております。

なお、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において

決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において概ね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。本割当契約は、①対象取締役は、1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定、担保権設定の予約、その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該割当株式を無償取得すること等を内容とします。

（ご参考）

当社は、当社の執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上